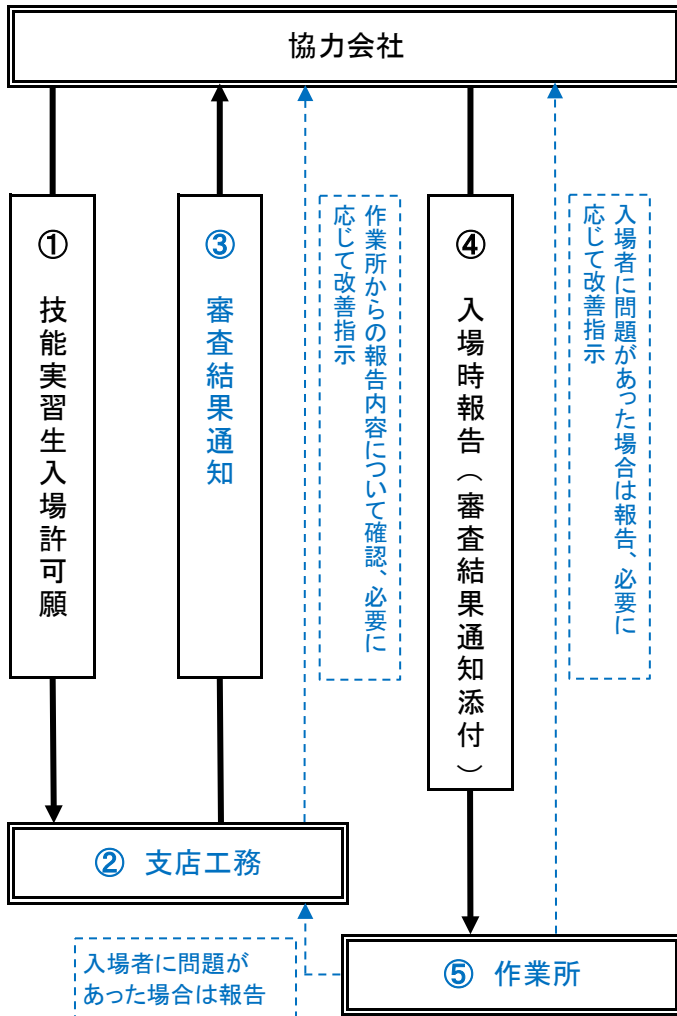


外国人技能実習生受入ルール(建築版)

- ※1: この用紙は、下段の提出書類(提出確認欄)にレ点を入れて許可願と一緒に提出してください。
- ※2: 当社作業所へ入場予定のない実習生については、書類の提出は必要ありません。
- ※3: 都市開発支店・首都圏建築支店・東日本建築支店への提出については、いずれかの支店で申請して許可を得れば、共通で許可したものとします。
- ※4: 応援等で入場に急を要する場合は、作業所へ在留カードと建設キャリアアップシステムカードの写しを提出することで入場可とするが、遅滞なく受入ルールによる申請を行うこと。

◎ 黒字: 協会の対応 青字: 東急建設の対応



- ① 協会より、「技能実習生入場許可願」及び必要書類を支店 工務へ提出
※1: 入場予定日の15日前までに提出
 ※2: 入場作業所未定では受付できません
 - ② 工務にて、提出書類を審査
 - ③ 工務より協会へ、審査結果(現場入場の可・不可)を通知
※工務にて、提出書類一式をDropboxの指定フォルダへ保存し、管理一覧へ記載
 - ④ 作業所へ入場を事前報告
※支店からの審査結果通知を添付する
 - ⑤ 作業所にて、再下請負通知書・施工体制台帳に外国人建設就労者が従事することが明記されている事、作業員名簿に当該就労者が記載されている事を確認する
※必要に応じて、支店工務に提出書類を確認
- 入場
- 入場者に問題があった場合は、協会及び工務へ報告、必要に応じて改善指導

| 提出書類 ※0.以外は写しを提出してください | | 提出確認 | 受領確認 |
|---------------------------------------|---|------|------|
| 0. | 外国人技能実習生入場許可願 | | |
| 1. | 技能実習生名簿 <small>※4名以上の申請となり入場許可願に書き切れない場合のみ提出</small> | | |
| 2. | パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分) | | |
| 3. | 在留カード | | |
| 4. | 建設キャリアアップシステムカード <small>※2020年1月以降に申請が受理された受入計画について登録義務化</small> | | |
| 以下の書類は、4.建設キャリアアップシステムカードの登録が無い場合のみ必要 | | | |
| 5. | 【技能実習計画認定通知書】と【技能実習計画】 | | |
| 6. | 受入建設企業と外国人技能実習生との間の雇用条件書 | | |
| 7. | 社会保険加入証明書類(健康保険・厚生年金・雇用保険) | | |
| 8. | 所定の技能評価試験合格証 <small>(技能実習1号:該当なし、技能実習2号:技能検定基礎級相当、技能実習3号:技能検定3級相当)</small> | | |